旭山動物園総合事務所新築基本実施設計業務　質疑応答

番号	質　疑	回　答
1	実施要領 p.1 第4 参加資格要件 (1) 旭川市建設工事等の競争入札参加資格において建築設計の入札参加資格を有していること。とありますが、参加表明書提出時に入札参加資格の受付中でもよろしいでしょうか。	参加表明書提出時に旭川市建設工事等の競争入札参加資格において建築設計の入札参加資格を有している必要があります。 入札参加資格受付中の状況では入札参加資格を有していると認められず、参加資格要件を満たしません。
2	募集要項 第9 企画提案の審査方法及び評価基準について「2 ヒアリング等の実施」と記載がありますが、プレゼンテーションおよびヒアリングは、企画提案書を提出したすべての事業者を対象として実施されるという認識でよろしいでしょうか。	企画提案書を提出したすべての企画提案者を対象としてプレゼンテーションおよびヒアリングを実施する予定です。 しかしながら、想定より多数の企画提案者の参加があった場合には、事前審査を行う等の対応を取ることも考えられます。
3	① 飼育事務所の平面図・立面図・断面図をご提供願います。 ② 計画地の現況測量図がありましたらご提供願います。 ③ 基本計画 P10(2)必要諸室に守衛室が見込まれており、P14 では守衛室は新設で計画されておりますが、既存別室の守衛室は移転するものと考えて宜しいでしょうか。 ④ 事務室の面積について、P10 の想定面積における管理と飼育の職員配分想定に対して、P16 面積表の管理と飼育の面積配分が下記のように相違しておりますが、必要面積の考え方についてご教示ください。 ■P10 想定面積 ・管理:(18 名＋ 7 名×0.5)×1.1≒23 名 ∴23 名×5 ㎡＝115 ㎡ ・飼育:(21 名＋13 名×0.5)×1.1≒30 名 ∴30 名×5 ㎡＝150 ㎡ ■P16 面積表	① 改修時の平面図及び新築時の平面図・立面図・断面図を提供します。(別紙のとおり) 改修時に立面図・断面図は作成していません。 ※ 旭山動物園総合事務所新築基本実施設計ほか業務には飼育事務所解体実施設計が含まれていましたが、今回業務には含まれていないため、不要と思われますが、念のため同一資料を公表します。 ② 提供します。(別紙のとおり) ③ 別棟の守衛室を新設した後、既存守衛室(付属棟)は除却する予定です。(基本計画 P29(9)2参照) ④ 想定する必要面積は P10 のとおりですが、実際は間取りによって多少の増減があるものと考えています。計画条件を基に、基本計画内で仮定した平面形状における面積が P16 のものです。必要面積としては P10 のと

	・管理：134 ㎡ ・飼育：135 ㎡ ⑤ 実施要領第９－2ヒアリング等の実施について、プロジェクターによる画像の投影は可能でしょうか。可能であれば持参すべき機材等のご指示をお願いいたします。	おりです。 ⑤ 提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル、モニター、プロジェクター等の使用は可能です。ただ、企画提案者の数が不明であり、会場を決定していないため、会場で使用可能な機材や企画提案者が持参すべき機材については未定です。企画提案書提出要請時、またはそれ以降、別途にお知らせできるものと考えています。
4	① 事業者の実績について 「過去 5 年間に、、、」とありますが、具体的な期間をご教示ください。（2021 年〇月～現在など） また、示していただいた期間の中で、竣工した建物（実施設計業務はそれ以前）は実績として認められますでしょうか？ ② 本プロポーザルでは、参加資格を満たしている場合、「旭山動物園総合事務所整備事業基本計画」業務に携わった者の参加も可能でしょうか？	① 事業者の実績及び配置予定技術者の実績における過去5年間の実績とは、令和3年4月1日から令和8年~~9月14日~~10月7日（参加表明書提出期限）までの期間に業務を完了した実施設計の実績とします。基準日は業務完了日であり、工事の竣工日は関係しません。 ※ 実績終期を旭山動物園総合事務所新築基本実施設計ほか業務参加表明書提出期限の9月14日から今回業務の10月7日に変更しました。 ② 可能です。
5	① 審査の評価観点を理解するため、審査委員会の構成（技術系・デザイン系・行政系など）を公表いただけると幸いです。 ② 実績の評価点について、（様式3－別紙1）事業者実績調書で「記載する実績は、最大2件までとする」とありますが、評価基準では同種業務実績10点、類似業務実績5点となっております。配点方法についてご教示願います。	① 本市の方針として、プロポーザル審査会の委員は審査を終えるまで原則公表しないこととしているため、その構成も公表しません。 ② 旭山動物園総合事務所新築基本実施設計業務に係る公募型プロポーザル実施要領別紙評価基準に記載しているとおり、同種業務実績がある場合は10点、同種業務実績がなく、かつ類似業務実績がある場合は5点です。実績を最大2件記載できるようにしているのは、企画提案者が実績条件に該当すると判断した項目が審査会では認められなかった場合に、もう一つの実績で評価できるようにしたためです。

1-1から4-1までについては、9月4日に公募中止しました「旭山動物園総合事務所新築基本実施設計ほか業務に係るプロポーザル」についての質疑及び回答です。

業務内容等の変更に伴う注釈について、表中の※に記載しています。（3①、4①）